

別紙

「和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務委託」審査基準

	審査項目	審査基準	配点
1	業務実施体制	・本業務を確実に遂行できる組織と人員の体制を有しているか。 ・本業務の実施スケジュールは適切か。	10
2	業務実績 (※同種業務については、受託中の業務を含む)	・類似業務等の実績を有しており、そのノウハウ・経験等を十分に活かせると期待できるか。	10
3	人口及びごみ排出量等の将来予測	・本県における一般廃棄物処理の現状把握の方法は適切か。 ・人口及びごみ排出量等の将来予測の方法が具体的に示されているか。 ・将来予測を行う項目、方法は適切か。 ・予測データの活用方法が具体的に示されているか。	20
4	広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討	・広域化ブロック区割りの仕方・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討方法が具体的に示されているか。 ・上記の検討方法は実現性の高い提案となっているか。 ・提案者独自のネットワークや経験等を活かした工夫のある提案となっているか。	25
5	効果の分析	・比較・分析項目が具体的に示されているか。 ・提案理由は適切で、効果的であるか。	10
6	協議会の設立支援、開催・運営	・協議会の議題、運営方法が具体的に示されているか。 ・適切な開催時期が選定されているか。	10
7	計画素案等の作成	・計画の構成案が具体的に示されているか。 ・構成案の提案理由は適切か。	10
8	見積価格の妥当性	・所要経費、算定根拠が明確に示されており、合理的な内容となっているか。	5
合 計			100

※契約候補者の選定

- (1) 各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち、最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。
- (2) 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。
- (3) 評価点数が同点の場合、見積金額が低い提案者を上位とし、見積金額が同額の場合は委員の合議により決定する。